

令和8年度こおりやま広域圏気候変動対策啓発業務委託 仕様書

1 業務目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、気候変動対策が重要視されている中、本市においても市民・事業者・行政が一体となり、さらなる気候変動対策を推進していく必要があるため、一般市民や事業者への啓発活動を強化し、こおりやま広域圏連携中枢都市圏（以下「こおりやま広域圏」という。）の気候変動に対する意識醸成を図る。

2 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務内容

(1) 気候変動対策啓発イベントの実施

こおりやま広域圏の気候変動対策に資する環境関連イベントを複数回開催または出展すること。

(2) 環境行政情報の啓発強化

本市で実施している環境関連施策の情報発信等の啓発を日常的に行うこと。

4 業務計画及び報告

(1) 受注者は、業務計画書を作成し、監督員の承認を得ること。

(2) 受注者は、業務終了後速やかに業務完了届及び報告書を監督員に提出するとともに、報告書には必要に応じて業務施行中及び施行後の写真を添付すること。なお、報告書及び写真の報告に係る費用は、全て受注者の負担とする。

5 業務責任者の選任

(1) 受注者は、業務内容の指示と確認及び調整を行うため、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を書面で通知するものとする。業務責任者を変更したときも同様とする。

(2) 業務責任者は、業務現場における一切の事項を処理するものとする。

6 秘密の保持

受注者は、業務の施行に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。なお、秘密情報の取り扱いについては、別途に秘密保持契約書を締結するものとする。

7 その他

(1) 業務の遂行に当たっては、適性かつ円滑に施行するため、受注者は発注者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し作業を進めること。

(2) 業務に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。

(3) 業務実施に関する監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。

(4) 本業務の遂行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。

(5) 本仕様書に関し疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。